

総務省沖縄行政評価事務所

重度心身障害者医療費等助成受給者証の交付を受けている男性からの相談
(要旨)

以前に通院していた民間病院では、当該受給者証を提示して希望すれば、私が病院の窓口で患者負担金を直接支払うことなく、病院側で手続きをしてくれていた。

しかし、その後平成 16 年 4 月初めから通院している琉球大学医学部附属病院(以下「琉大病院」という。)では私が病院の窓口で患者負担金を直接支払い、市役所に出向いて償還の請求をし、2 か月後の振り込みまで待たなければならないこととなっているため、障害基礎年金のみで生活している私たち家族にとって、1 万円程度の額であっても、市からの振り込みがあるまで生活費が圧迫されることになる。また、私は、足に障害があるため、市役所の往訪にも苦労している。

琉大病院においても同様の取扱いをしてほしい。



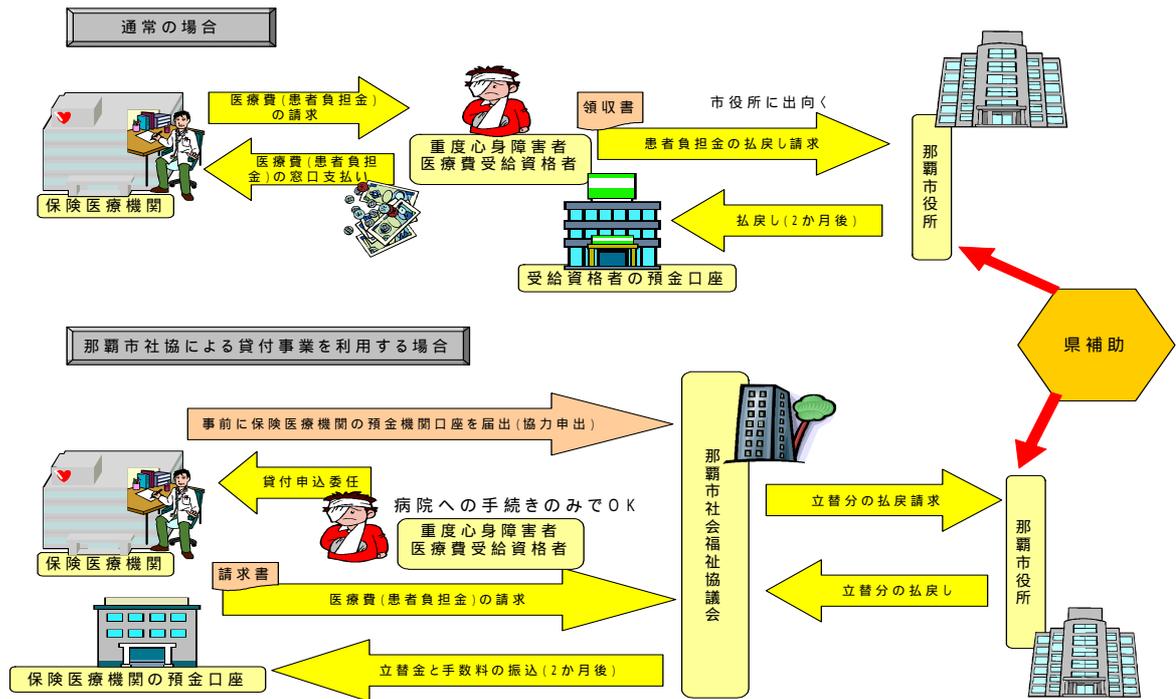
< 重度心身障害者医療費等助成事業の概要 >

那覇市等県内各市町村

重度心身障害者が保険医療機関に支払う医療費等に対する助成事業を実施(県が一部補助)
(障害者福祉施策の一環)

那覇市社協

重度心身障害者が保険医療機関に支払う医療費等の貸付事業を実施
(地域福祉活動の一環)



沖縄行政評価事務所のあっせん

(行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて)

- 6月29日、国立大学法人琉球大学長あてにあっせん文書を手交 -

当事務所が調査した国立病院や、他の保険医療機関では、すでに市社協の貸付事業を制度的に利用。

一方、琉大病院では、当事務所が事情聴取を行った結果、従来利用していなかった市社協の貸付事業について、本件相談者に係る患者負担金への利用を行うこととなったものの、その他のケースについてはその都度個別ケースに応じて対応している状況。

琉大病院は、他の保険医療機関における請求事務の実施状況を参考としつつ、制度的に当該事務に取り組み、重度心身障害者の利便を更に図ること。